

① あいさつで、子どもを見守ろう！

大人が手本になろう！

あいさつは、相手の存在を認めていることを伝える行為であり、良好な人間関係を築くための基本です。

子どもが、この習慣を身につけるには、周囲の大人が手本になることが大切です。大人から子どもに対し積極的に声をかけたり、大人同士があいさつを交わすのを見たりすることで、子どもは、あいさつを身につけていきます。

家庭はもちろん、学校や地域でも、大人が積極的にあいさつを交わしましょう。

あいさつは、見守り活動！

大人が積極的にあいさつすることは、子どもにあいさつする習慣を身につけさせるだけでなく、みんなで子どもを見守り、地域の防犯力を高めることにつながります。

また、「おはよう」や「お帰り」など大人からのあいさつで、子どもの変化や SOS に気づくこともあります。

② 子どもの声に耳を傾けよう！

「こども基本法」がスタート！

令和5年4月1日、すべての子どもが将来にわたり、幸せな生活ができる社会を実現するため、こども基本法が施行されました。これは、日本国憲法や、児童の権利に関する条約をふまえ、子どもや若者に関する取組を進めていく上で基本となることを定めたものです。

こども基本法では、以下の6つの基本理念が定められています。すべての大人・子どもに知ってほしいことがらです。

- ① すべての子どもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと
- ② すべての子どもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること
- ③ 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できたりすること
- ④ すべての子どもは、年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、子どもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること
- ⑤ 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しい子どもも、家庭と同様の環境が確保されること
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること

関連情報

こども家庭庁「こども基本法」
こども基本法の解説や、かんたんにわかる動画が掲載



日本ユニセフ協会「子どもの権利条約」
条約の解説や子ども向けサイトへのリンクが掲載



あいさつできる関係をつくろう！

子どもは、不審者に出会った場合、近くの人に助けを求めよう、学校などで指導されています。

子どもが周囲の大人に声を掛けやすくなるには、地域の大人と子どもや保護者が顔なじみとなり、あいさつできる関係をつくるのが大切です。日頃から隣近所へ声をかけたり、お祭りや地域清掃といった地域の行事に家族で参加したりして、あいさつできる関係をつくりましょう。

関連情報

警視庁「防犯チェックポイント」
家庭や地域で子どもを見守るポイントが掲載



子どもの声に耳を傾ける取組

この基本理念では、「子どもの意見を尊重すること」や「子どもの社会参加」が大切なこととして位置づけられており、これを踏まえた取組が、積極的に行われています。

学校では…

たとえば、いじめの防止などをテーマに児童・生徒が話し合う「はちおうじっ子サミット」を開催し、学校での行動目標などを決めています。

地域では…

青少年対策地区委員会や学校運営協議会では、学校と連携し、子どもの意見発表会を開催したり、イベントの運営に子どもが積極的に関わる機会を提供したりしています。

行政では…

「子ども☆ミライ会議」や「高校生によるまちづくり提案発表会」などを実施。子どもがまちづくりについて考え、発言する場を提供しています。

家庭や地域でも、さらに取り組んでみよう！

「子どもの声を聴く」や「子どもの社会参加」というと難しく感じてしましますが、家庭や地域の保護者・大人でも、身近でできることがあります。

たとえば、家庭では、保護者から意識的にあいさつするなど、積極的にコミュニケーションをとってみたい、家庭内のきまりをつくる際、一方的にきめるのではなく、年齢や発達の程度に応じ、子どもの意見に耳を傾けてみたいりしましょう。

地域では、子どもが参加できるイベントに関わってみたり、身近に悩みを抱えていそうな子どもがいたら、声をかけ、話を聴いてあげたりしましょう。

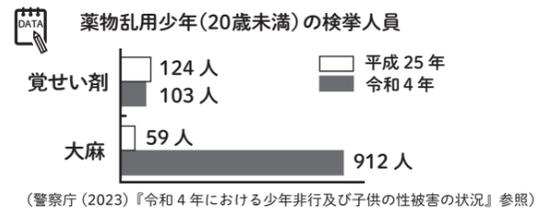
③ 被害者にも加害者にもならないよう、ネットの危険性を理解しよう！

ネットにひそむ危険性

インターネットやスマートフォンは、正しく使うことができれば、とても楽しく役に立ちます。しかし、事件や犯罪に巻き込まれるきっかけになってしまうこともあります。

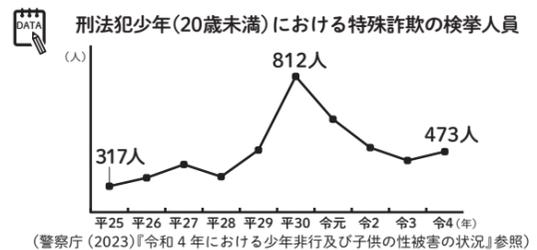
大麻のまん延

高校生など20歳未満の若い世代に大麻がまん延しています。その背景には、SNS等の普及により、薬物が入手しやすい環境になっていること、大麻の有害性を軽視する情報を目にしやすくなっていることなどがあります。



闇バイト

SNS等で、特殊詐欺など犯罪の実行役を集める闇バイトが問題になっています。短時間で高収入が得られるなど甘い言葉で誘われてしまうと、詐欺の受け子や出し子、強盗の実行犯など、犯罪組織の手先として利用され犯罪者となってしまいます。



ネットトラブルは日々変化！

子どもを取り巻くネット環境が日々変化中、上記以外にもフェイクニュース、誹謗(ひぼう)中傷など、様々な問題が生じています。子どもが、事件の被害者や加害者にならないよう、その危険性について理解しましょう。

関連情報

警視庁「薬物乱用防止講座 No More 大麻」
大麻の危険性などが掲載



警視庁「Ban 闇バイト」
防止のためのポイント、相談窓口等が掲載



総務省「上手にネットと付き合いおう～安心・安全なインターネット利用ガイド～」
SNSによる誹謗(ひぼう)中傷など、ネットの危険性をわかりやすく説明したインターネットトラブル事例集やフィルタリングサービスの特集など、ネットに関する最新情報が掲載



東京都「こたエール」
ネット・スマホのトラブルについての相談窓口
月～土 15:00-21:00 日・祝日・年末年始
0120-1-78302 ※メール・LINE相談あり



① 子どもをネット上のトラブルから守るのは保護者

子どもにインターネットを利用させる際の保護者の責務が青少年インターネット環境整備法で定められています。

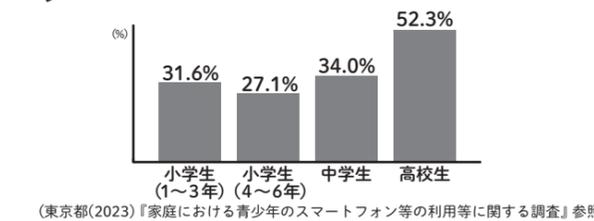
保護者には、インターネットの危険性を認識し、子どもの利用状況を適切に把握するとともに、フィルタリング等の方法により子どものインターネットの利用を適切に管理し、子どもが自らインターネットを適切に利用できる能力を身につけられるよう、教育する義務があります。

「わが家のきまり(家庭ルール)」をつくろう！

インターネットを利用するときの「わが家のきまり」はありますか？ インターネットを取り巻く危険から子どもを守るためには、スマートフォン等を子どもに与える前に、家庭内で話し合っ、きまりをつくるのが大切です。

それぞれの家庭にあったルールをつくり、子どもの成長に応じてルールを見直すことで、少しずつ自律した使い方ができるようにしていきましょう。

子どもにスマートフォンを与えている保護者のうち、家庭内での利用ルールを「つくっていない」と回答した者の割合



💡 「わが家のきまり」をつくるポイント

- ・ 家族全員が納得できるよう話し合しましょう。
- ・ 日ごろから家族で「きまり」が守られているのかを確認し合い、守れている子どもをほめましょう。
- ・ 守れなかった時の対応も話し合っておきましょう。
- ・ 家族みんなが守れる「きまり」にしましょう。
- ・ 子どもの成長に合わせて見直しましょう。
- ・ 大人自身が、ネットの適切な使い方についての知識を深め、正しい使い方を子どもに見せましょう。

💡 たとえば、こんな「わが家のきまり」

- ・ 食事中は使わない。
- ・ SNSは、家族など本当に必要な相手に限り使う。
- ・ トラブルがあったら保護者に相談する。
- ・ 知らない人と直接会わない。
- ・ 午後__時以降は、使用しない。
- ・ 毎日の利用は__分まで。
- ・ アプリのダウンロードは、保護者が確認したうえで行う。
- ・ 名前や顔写真、学校名など個人が特定できる情報は書かない、のせない。
- ・ 誹謗(ひぼう)中傷は、絶対しない。
- ・ 使用が禁止されている場所では使わない。
- ・ 「ながらスマホ」はしない。